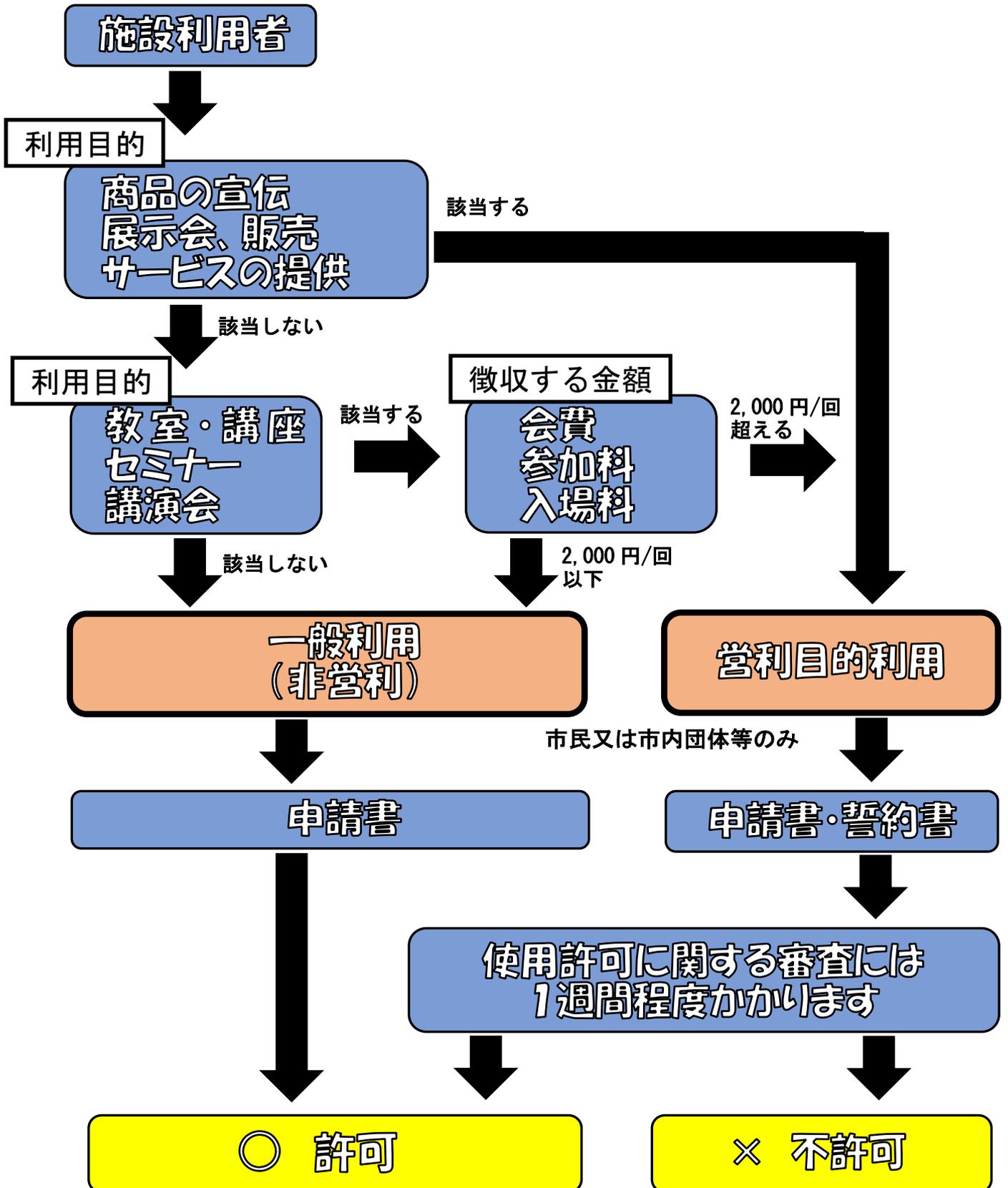


農業センターの受付の流れ



農業センターの利用許可基準

農業センターの利用について、利用目的によりそれぞれ下の質問が全て「はい」である必要があります。

●一般利用の場合（営利目的ではない）

質問内容	チェック	
宗教団体の勧誘を伴う布教行為ではない	はい	いいえ
不特定多数の利用ではない	はい	いいえ
使用期間は引続き5日を超えない ※1	はい	いいえ

●営利目的利用の場合

質問内容	チェック	
宗教団体の勧誘を伴う布教行為ではない	はい	いいえ
不特定多数の利用ではない	はい	いいえ
使用期間は引続き5日を超えない ※1	はい	いいえ
全室が営利目的利用とはならない ※2	はい	いいえ
悪徳商法などを行う不当取引事業者等ではない	はい	いいえ
販売等禁止物品の販売は行わない	はい	いいえ

【一般利用・営利目的利用 共通】

- ・周辺環境を害する恐れのある不特定多数の利用については不可とします。
- ・※1：ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りではありませんが、連続6日以上の利用については農村振興課へ相談してください。
- ・※2：他の申請者の営利目的利用を含めます。

【営利目的利用について】

次のいずれかに該当する場合は営利目的利用となります。（規則第3条第3項）

- (1) 商品の宣伝、展示会若しくは販売又はサービスの提供
- (2) 1人あたり2,000円/回を超える入場料等（入場料、月謝、会費、その他これらに類するもの）を徴収して行う教室、講座、講演会、セミナー

※「講座等のテキスト代」や「料理・工芸等の教室などで使用する材料費」などの実費相当分は入場料等には含みません。

- ・申請者は、市民もしくは市内に事務所または事務所等を有する団体に限ります。
- ・営利目的利用については、施設の当該月の利用可能コマ数の半分を超える場合は利用できません。そのため、上記要件を満たしていても利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。